## 西宮市議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、西宮市議会議員(以下「議員」という。)の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、市民に信頼される議会づくりを進め、市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

- 第2条 議員は、市民全体の代表者として、市政に携わる自らの役割を深く自覚するとともに、 法令及び次条に規定する政治倫理基準を遵守し、社会規範のほか、その品位と名誉を重んじ、 その使命の達成に努めなければならない。
- 2 議員は、法令、社会規範及び次条に規定する政治倫理基準に反する行為又は個人、法人、団体等に対して、嫌がらせをし、不当な強制をし、若しくは圧力をかける行為等があるとの疑いを持たれた場合は、その疑いについて釈明するよう努めなければならない。

(政治倫理基準)

- 第3条 政治倫理基準は、次のとおりとする。
  - (1) 地位を利用して金品を授受しないこと。
  - (2) 市職員の採用に関し、影響力を行使しないこと。
  - (3) 市職員の昇任又は人事異動に関し、不当に影響力を行使しないこと。
  - (4) 市(市の外郭団体を含む。以下この号において同じ。)が行う許可又は認可、請負その他の契約等に関し、特定の個人、法人、団体等のために有利な取扱い又は不利な取扱いをするよう、市の職員に対して働きかけをしないこと。

(審査申出)

第4条 議員は、政治倫理基準に反する行為があるとの疑いを持たれた議員があるときは、議員の定数の8分の1以上の議員の連署をもって、その代表者から議長(政治倫理基準に反する行為があるとの疑いを持たれた議員が議長である場合にあっては、副議長。次条第2項第4号及び第13条を除き、以下同じ。)に対し、審査を申し出ることができる。ただし、署名をする

議員の全ての者が同一の会派に所属する場合は、この限りでない。

- 2 議員の選挙権を有する者は、政治倫理基準に反する行為があるとの疑いを持たれた議員があるときは、その総数の50分の1 (地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第74条第5項の規定により告示された数とする。)以上の者の連署をもって、その代表者から議長に対し、審査を申し出ることができる。この場合において、連署に係る署名は、当該審査の申出をした目前1月以内に行われたものでなければならない。
- 3 前2項の規定による審査の申出(以下「審査申出」という。)をしようとする前2項の代表者(以下「審査申出の代表者」という。)は、政治倫理基準に反するとの疑いを持たれた行為の内容その他必要な事項を記載した審査申出書にこれを証する書類等を添えて、議長に提出しなければならない。
- 4 政治倫理基準に反するとの疑いを持たれた行為のあった日から起算して4年を経過したと きは、当該行為に係る審査申出をすることができない。

(審査申出の受理等)

- 第5条 議長は、前条第3項の規定により審査申出書の提出があったときは、これを受理するとともに、当該審査申出が同条第2項の規定による審査申出である場合は、直ちに西宮市選挙管理委員会に対し、当該審査申出に署名した者が地方自治法第74条第5項に規定する選挙人名簿に登録されている者であることの確認を求めるものとする。
- 2 議長は、審査申出が次に掲げる事項を満たしているかどうかを、議会運営委員会の協議を経 て確認するものとする。
  - (1) 前条(第3項を除く。)の規定に反しないこと。
  - (2) 審査申出書の記載事項に不備がないこと。
  - (3) 審査申出の内容が政治倫理基準に関する内容であることが明らかであること。
  - (4) 政治倫理基準に反するとの疑いを持たれた行為があることを証する書類等が、議長が別に 定める書類等に該当すること。
- 3 議長は、審査申出に不備があると認められ、かつ、それが補正することができるものである ときは、審査申出の代表者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるものとする。
- 4 議長は、審査申出の代表者が前項の規定による補正の求めに応じないとき又は審査申出が第 2項第1号に掲げる事項を満たしていないときは、当該審査申出を却下するものとする。

(審査会の設置等)

- 第6条 議長は、審査申出が前条第2項各号に掲げる事項を満たしていることを確認したとき は、西宮市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置する。ただし、当該審 査申出の対象となった議員(以下「審査対象議員」という。)が政治倫理基準に反する行為 があることを認めたときは、議会運営委員会の協議を経て、審査会を設置しないことができ る。
- 2 前項ただし書の規定により審査会を設置しなかったときは、議長は、その旨及び審査対象議 員が政治倫理基準に反する行為があることを認めた旨を審査申出の代表者に通知するととも に、公表するものとする。

(審査申出の審査等)

- 第7条 前条第1項本文の規定により設置された審査会は、当該設置に係る審査申出に関し、政 治倫理基準に反する行為の存否について審査する。
- 2 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、当該審査対象議員、政治倫理基準に反するとの疑いを持たれた行為の相手方、当該審査申出の代表者、学識経験を有する者等に対し、 出席を求め、説明若しくは意見を聴取し、又は報告を求めることができる。
- 3 審査対象議員は、前項の規定による求めがあったときは、これに応じなければならない。
- 4 審査対象議員は、審査会の会議に出席し、書面又は口頭により弁明することができる。
- 5 審査会は、審査を終えたときは、その審査結果を議長に報告する。
- 6 審査会は、審査対象議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を 講ずるよう議長に求めることができる。

(審査結果の通知及び公表)

第8条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、当該審査結果を当該審査申出の代表者及び審査対象議員に通知するとともに、公表するものとする。

(審査会の組織)

- 第9条 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから議長が委嘱する。
- 3 委員は、第7条第5項の規定による報告があったときは、解嘱されるものとする。
- 4 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 会長は、審査会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理

する。

(審査会の会議)

- 第10条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長を互選する会議は、議長 が招集する。
- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところ による。
- 4 審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、 非公開とすることができる。

(守秘義務等)

- 第11条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その者が委員でな くなった後も、同様とする。
- 2 審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(条例の見直し)

第12条 議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて検討を加え、その結果に基づき、この条例を見直すものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、議長が定める。

付 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 第4条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日前になされた行為については、 適 用しない。